

日社福士 2020-58

2020年5月18日

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

公益社団法人 日本社会福祉士会
会 長 西 島 善 久



新型コロナウイルス感染症防止に伴う社会的課題への対応について

公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、令和2年4月16日付けにて緊急事態宣言が発出され、さらに、5月4日付けにて5月31日までの延長が示されましたが、5月14日付けにて39県で解除され、新たな日常の創造が求められているところです。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「『新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言』（2020年5月1日）」によれば、「対策が長期化する中で、まん延防止を第一としつつ、社会経済活動との両立を図ることが課題となるため、政府においては、長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点から必要な検討を行うべきである。また、並行して対応していかなければならない社会的課題にも目を配っていく必要がある」*とし、「感染拡大防止に配慮しつつ、適切な支援が提供されるよう必要な措置を講じていくべきである」と提言されたところです。

この感染症に対しては、長丁場での対応が予想され、社会経済活動の再開によって、感染拡大の危険性も絶えません。新しい生活様式を取り入れながら感染防止に努め、社会福祉士が持続的に、かつ、安心して社会的課題への対応ができるよう、また、地域共生社会の実現に向け、次の事項を要望いたします。

要望1 「身近に相談できる場（断らない相談）」のシステム化

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（令和2年3月6日提出）において、「市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う」と概要に示されております。

関係する機関において、新型コロナウイルス対策による事項をはじめ、潜在化する社会的課題に対応すべく、早期の法案成立と、自治体におけるシステム化の推進について、より一層の支援措置を要望いたします。

要望2 「3つの密」とソーシャルディスタンスとの包括的な支援体制の構築に関するガイドラインについて

新型コロナウイルス感染防止において3つの密（密閉、密集、密接）とソーシャルディスタンスを守りながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築することは、容易なことではありません。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化することも考慮し、ガイドライン等で具体的な手法等を示すなどの対応を要望いたします。

要望3 社会福祉士が安心して社会的課題に対応できる保証と「特別手当」の支給について

人びとの生活課題及び深刻化する社会的課題に対応するため、社会福祉士は、ソーシャルワーク専門職として新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者の社会的課題及び生活ニーズに対応し続けてまいります。

あらゆる分野で実践する社会福祉士においては、サービス利用に係る初回面接から終結に至るまで直接的な関与が不可欠となります。また、社会福祉士の配置は、最低人員で、かつ、配置人員が少なく、交代可能な人員がいないことから、本人の身体的・精神的負担をはじめ、家庭等の事情がある場合においても、他の医療・介護職と同様に、常に不安と恐怖と向き合いながら、職務を遂行し続けております。

以上の観点から、社会福祉士に対して、新型コロナウイルス感染症の感染防止

の観点からマスク及び消毒液等の衛生材料の確実な給付を要望するとともに、万が一感染し、休業を余儀なくされた場合における必要な保障をはじめ、確実な治療を要望いたします。そして、そのリスクと責務に応じた「特別手当」の支給をお願いする次第です。

最後に

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、長期間にわたって感染防止のための自粛活動等が続くことによって、社会的課題の深刻化が懸念されます。人びとの権利と生活を守るのが、社会福祉士の役割であります。

今回の提案事項が実現されることにより、社会福祉士が安心してソーシャルワーク実践に専念できることにつながり、結果として社会的課題等への対応力を高めていくことにつながるもと考えております。また、特に、医療・福祉従事者等に対する差別や偏見を解消するためにも、より一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で列举された社会的課題の具体例

- ・長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者からの暴力や児童虐待
- ・営業自粛等による倒産、失業、自殺等
- ・感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や風評被害
- ・社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
- ・外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保
- ・亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な感染予防方法の周知